

愛知県障害者施策審議会専門部会 委員意見への回答

○骨子案に対する意見（第1回専門部会）

該当章	意見	回答
第5章	3 防災、防犯等の推進 福祉避難所において、視覚障害当事者は移動や文字の読み書きが困難なため、避難所までと避難所での行動に関して事前訓練の場を作してほしい。	福祉避難所の整備促進や障害のある方が参加しやすい防災訓練の実施について、次期計画素案に盛り込んでまいります（素案P47）。また、今年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、例年開催しております県・市合同の総合防災訓練に障害者団体の方にも参加していただけるよう調整を図ってまいります。
第5章	3 防災、防犯等の推進 ①防災、防犯等の推進の現状と課題に、あいち聴覚障害者センターと市町村との協定書がまだゼロの状態なので、どうするか早急に進めてほしい。 ②計画期間の取組中、110番アプリシステムも大事ですがそれよりも命が大事である。Net119のアプリの普及を入れてほしい。	①防災対策は市町村が地域の実情に応じて進めており、名古屋に所在するセンターとの協定は具体的な連携がイメージしにくいいため、進まないものと考えます。連携を実現するためには、地域のろう協が具体的な提案をもって市町村と調整等を進めることが必要であり、愛聴協とともに、今後の進め方を検討してまいります。 ②110番アプリシステムの普及と同時にNet119についても利用促進をしてまいります。なお、素案にもその旨記載いたします（素案P47）。
第5章	3 防災、防犯等の推進 大きな災害が起きた時に、聞こえない人がそこに行けば聞こえない仲間に出会える。手話で自由に会話ができる。又は情報が得られる等、福祉避難所のような場所を地域に1ヶ所設置されると安心できると思います。	福祉避難所の整備促進について、引き続き市町村への働きかけを行ってまいります（素案P44、47）。

○素案に対する意見（第3回専門部会）

該当章	意見	回答
第4章	2 施策体系図 私はなんにもわかりませんが、自分の立ち位置で意見ではなく、「提案」をさせていただきたいと思います。  概要5ー施設体系と計画の推進で、国に準じた支援施策の基本的施策とあります表記データを見る限り上から順の優先順位に思いますがおかしくないですか？最上位に国基準の「安全・安心」を出されると、いつでも、どこでも、誰でも、なんにも言えなくなってしまう、 <b>「安全・安心」は言われなくても「当たり前」</b> で全ての事項に当てはまるものと思います。何を指して「安全・安心」なのでしょうか。私は住宅環境より、人間の尊厳である自分で働いて「気持ちよく食べる」ことを優先していただきたいと思います。人は生まれながらにして、働く義務、納税する義務、選挙をする義務、教育を受ける義務……等々 9つの施策（予算・商品）分野の優先順位が間違っていると思います。7番目の雇用・就業・経済的支援（予算・商品）が最優先されるべきものと思います。現時点での障害者の月収は良くても14万円位から22万円くらいの劣悪環境ですよ。施設から企業への就労、伴う企業への雇用支援（持参金）などともありません。施設から転職しても永続出来る障害者には限りがあります、よほどのチャンスに恵まれない限り無理です。（私の就労斡旋と障害者作業施設運営体験から）現在ビッグカンパニーの内部保留残額が500兆円と言われています。これだけのお金が流通していません、コロナ不況どころか内部保留不況です。ビッグカンパニーから少々税金を廻していただいて障害者用、官製施設を起業し障害機能に合わせた就労・雇用を確保した方が、個人の「面子」「尊厳」をたてながら、国全体の経済・自立に寄与するものと思います。 自助・自立・支援・推進・目標・等々いつまで何年同仕事を…優秀な政策通の職員さんには、全部わかっていることとは思いますが、個人でも、家族でも、自治体でも、国でも労働を担保とした見返りが無ければ価値が成り立ちません、安心できません。 安全・教育・防災も大切です、が、自立を促すのであれば、雇用・就労（安心して稼ぎ・安全に食べる）ことの担保で経済的自立を最優先とする方向転換、福祉分野に限らず、チョット教えてもらえば、国中の公共施設・公共機関の管理・運営や防災・避難・保健等の立案・運営について「安全・安心」の最も適した分野かと、動かなくてもいいし力も要らない……以上。	施策体系は国の第4次障害者基本計画の記載順に準じております。障害のある人が、地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、全ての分野について、取組の推進を図ってまいります。
第5章	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 「情報アクセシビリティの向上」にも謳われているテレビを媒体として発信される緊急情報が増えています。知事記者会見等には、手話だけでなく、きちんと文章化した字幕付与を充実させてください。最優先課題の位置付けで取り組んでください。	字幕放送については、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）」に基づき、総務省において、その普及が図られており、国の障害者基本計画では、「対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合」が成果目標とされ、2016年度のNHK総合97.4%、在京キー5局平均99.5%を2022年度に100%とする目標値が掲げられています。県としましては、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、引き続き、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。また、知事記者会見などの動画への字幕付与については、緊急時など限られた状況の中での具体的な対応等、今後、他県を参考にするなど、検討してまいります。
第5章	2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 「自分の思いや気持ちを自由に伝えられる。相手の思いや気持ちを理解する。互いに意思や感情を伝え合う。これらがなくては生活していくことができない。」とあります。人として生きていく時『ことば（言語）』を持っているのが当たり前。施策は「ことば」を持っていることが前提として考えられていると思います。そうなる、手話が禁止されていた歴史の中で、聞こえないがため音声言語（日本語）を獲得できず成長せざるを得なかった人たちは、施策の対象からも疎外されたままになってきたように思います。 施策分野2の方向性の中に、聞こえない子ども・兄弟・保護者等が手話言語に触れることのできる場所の確保を追加して欲しいと思います。	手話言語の普及については、手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、その普及を図っているところです。「聞こえない子ども・兄弟・保護者等が手話言語に触れることのできる場所の確保」については、その支援を担う意思疎通支援者の養成と不可分であると考えており、施策の方向性の意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上に取り組むなかで、検討してまいりたいと考えております。
第5章	3 防災、防犯等の推進 視覚障害者は、スタッフを見つけることや周りの状況の確認ができません。そのため、困ったときに意思表示ができない、控えてしまうことが多いです。また、気分が悪い・痛みがあるなど、これも人によっては我慢してしまう・言うのを控えてしまうことがあります。例えば、避難場所でトイレへ行きたいと思っても、恥ずかしくて声に出せない、声を出すと目立ってしまうなど。それで、行くのを控えたり、回数を減らしたりなど。トイレへ行った時も、使用されているかどうか、設備などの配置がわかりません。そのため、スタッフにだけわかるようにヘルプを出せる方法があるといいと思いました。	市町村の避難所運営の指針となる「愛知県避難所運営マニュアル」で、情報伝達や個室スペースなど個別の配慮が必要となる人、例えば視覚障害者にはトイレまで壁伝いに移動できる避難スペースの確保や音声による広報の例などを具体的に示し、対応をお願いしております。

該当章	意見	回答
第5章	<p>3 防災、防犯等の推進</p> <p>①防災についてです。災害が多く発生するようになりました。自分の住んでいる地域にどんな災害がおきやすいのかなどは、ハザードマップを確認しておく和良好的ですが、立体地図や音声化した視覚障害者にもわかるハザードマップはあまりありません。視覚障害者にもわかる方法提供や、そのための説明会を考えてほしいです。</p> <p>②意思疎通についてです。現在同行援護サービスや居宅支援サービスにも代筆代読サービスがついていますが、同行援護は外出、居宅は家事援助なので、意思疎通支援として代筆代読サービスを別のサービスとして考えてほしいです。郵便物など読めなくて困っている人がたくさんいます。</p> <p>③障害者にも参加しやすい防災訓練とありましたが、確かに必要かとおもいますが、避難所も各地域でのカラーもあるかと思ます。近所の人にも声をかけあえるような訓練ができるよう働きかけてもらいたいです。</p> <p>④net119がどの程度活用できるかわかりませんが、災害時に視覚障害者が一人になってしまうこともあるかと思ますので、周りの様子をスマホのカメラでとり、それを見て危険かどうか確認できると良いかと思ます。ただ、カメラでとるといっても、どこをどんなふうにつけているか、わかりませんので、「もう少し右とか左、上、下」など会話しながらする必要があります。スマホを使える人ばかりではありませんが、少しでも助けになればと思ます。</p>	<p>①名古屋市を始め、点字及び音声版のハザードマップを提供している他、各市町村防災担当窓口や電話により、ご自宅のハザードを確認していただく事もできますので、お問い合わせいただければと存じます。</p> <p>②素案では、第5章の2において、意思疎通支援の充実を施策の方向性に記載しています。この取組の中で、今後、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>③毎年、市町村と共催により防災訓練を実施しており、特に11月に実施する津波・地震防災訓練では、地域の方同士の声がけによる津波からの避難訓練を引き続き実施してまいります。</p> <p>④視覚障害者を含め、各障害の特性に応じた災害時における支援策については、県内各市町村における取組等を情報収集し、好事例等の情報共有を図ってまいりたいと考えております。</p>
第5章	<p>9 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書バリアフリー法第8条第1項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」</li> </ul> <p>この計画は、どのように進められるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者への情報提供については、点字や音声も重要ですが、時間や費用の問題で準備できない場合、代筆・代読支援は重要になってきます。名古屋市では令和2年度からサービスを始めましたが、愛知県では準備・計画の予定はありますか。</li> </ul>	<p>今回策定する次期計画を読書バリアフリー法に基づく都道府県基本計画に位置付けてまいります。具体的には、第5章の9文化芸術活動・スポーツ等の振興において、施策の方向性と計画期間の取組を記載しています。（素案P71,72）</p> <p>素案では、第5章の2において、意思疎通支援の充実を施策の方向性に記載しています。（素案P39～P42）代筆・代読支援は、意思疎通支援事業に該当することから、この取組の中で、今後、検討してまいりたいと考えております。</p>